

施工条件等明示書

財政課

工事名：令和8年度 旧庁舎(本館・西別館・西別館会議室)解体工事

工事の実施にあたっては、「宮崎県土木工事共通仕様書」、「宮崎県土木工事施工管理基準」、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」、その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工等の条件とする。

1 工事内容

(1) 工事概要金抜き設計書のとおり

2 工期関係

(1) 工期は、契約締結の日～令和9年3月31日とする。

3 工程関係

(1) 本工事に近接等で施工される工事箇所は、請負者間相互の連絡・調整を密にして施工すること。なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告すること。

(2) 本工事において、施工期間及び施工方法等に制約条件が生じる場合、適切な処置を行うこと。

(3) 本工事において、関係機関及び地域住民と事前に協議し、周知を図ること。

4 施工計画

(1) 施工計画書は、「宮崎県土木工事共通仕様書」、「施工条件明示書」、「特記仕様書」、及び現場条件等を考慮し、速やかに作成し提出すること。

(2) 変更契約後は「変更施工計画書」を作成し提出すること。

5 用地関係

(1) 必要な用地の借用、及びこれに伴う諸手続については、請負者側で対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に町、農業委員会等と調整をすること。また、この結果は写しを添付するなどして監督員へ報告すること。

(2) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立ち会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。

ア 返還の際には、所有者等から返還以降の苦情等が無いように対応し、必ず「返還承諾書」等の文書を取り交わしておくこと。

イ 所有者等と取り交わした「借地契約書」や「返還承諾書」等の文書は、写しを監督員が提示を求めた場合すみやかに提出すること。

(3) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し了解を得たうえで着工・完了しなければならない。

6 周辺環境保全関係

(1) 建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。

ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(2) 現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。

(3) 特に住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は速やかに対処すること。特に重機使用に伴う油脂類の流出について留意して取り扱うこと。施工計画において監督員と協議すること。

(4) 地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないよう、掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は公衆災害防止処置を直ちに講じるとともに速やかに監督員に報告しその後の対応にあたること。

7 安全対策関係

(1) 近接工事などで交通量が著しく増減した場合や、道路管理者等からの要請により現場条件に著しい変更が生じた場合を除き原則として設計変更の対象としない。

(2) 交通安全施設については、下記により実施することを原則とする。施工計画において監督員と協議すること。

- ・工事案内看板の規格および掲載項目については、あらかじめ監督員と協議するところによる。
- ・車道部分に接し、車など飛び込みの恐れのある場合はガードレール・視線誘導板、回転燈等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮のこと。
- ・資材搬入時およびコンクリート運搬時等、車両の昼間点灯を原則とする。
- ・本工事に含まれる部分で学校の通学路となる箇所があるので、安全対策全般に十分注意すること

(3) 交通規制箇所については、規制期間を極力短くし、袋小路にならないように計画すること。また、行事等の時期を把握し、地元の希望に沿う規制方法とすること。

8 残土・廃棄物関係

(1) 建設副産物の運搬・処理について

マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェスト(A、B2、D、E 表)の(写)及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。

(2) 関係法令により予め許可及び届出等が必要な場合には遅滞なく手続きを行い、許可、受理通知後でなければ、関係する工事等に着手してはならない。

9 検査関係

完成検査については、工期内に検査をすること。

10 積算関係

諸経費：公共住宅建築工事積算基準に基づく**新営建築工事**を採用
共通仮設費、現場管理費の算定には、処分費を含めていない。